

堺資循第1247号
平成24年1月31日

堺市一般廃棄物処理業許可業者 各位
堺市一般廃棄物再生利用業指定業者 各位

堺市環境事業部
資源循環推進課長
(公印省略)

不利益処分基準の制定及び廃棄物処理法等の遵守について（通知）

標記のことについて、全国的に廃棄物の不法投棄や野外における焼却など、廃棄物の不適正処理による生活環境保全上の支障を生ずる事態を招くことを未然に、又は拡大を防止するために、廃棄物を違法に処理した者に対して速やかに行政処分を行うことが必要とされています。

このことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の目的の実現並びに違法行為を行った許可（指定）業者に対して行う不利益処分（廃棄物処理法第7条の3（事業の停止）及び第7条の4（許可の取消し）、堺市再生利用業の個別指定に関する規則第7条（指定の効力の停止）及び第7条の2（指定の取消し））における公正の確保等を図ることを目的とし、堺市一般廃棄物処理業者等に係る不利益処分基準を制定しましたので通知します。

なお、当基準は、堺市のホームページ及び当課の窓口にて公開しております。

また、一般廃棄物の処理にあたっては、廃棄物処理法をはじめ、関係法令並びに許可（指定）基準及び許可（指定）条件を再度確認し、遵守していただくとともに、従業員等に対しましても、継続的に教育・指導していただきますようよろしくお願いいたします。

《問合せ先》

堺市 資源循環推進課 許可係（高層館5階）
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
TEL 072-228-7479 FAX 072-228-7317
E-mail shijyun@city.sakai.lg.jp